

## コメントの概要とそれに対する金融庁の考え方 (中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針)

No	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
1	全般	<p>本監督指針の運用にあたっては、例示されている態勢整備や地域金融機関が発揮すべきコンサルティング機能が、全ての金融機関に対して、一律・網羅的に求められることないようにしていただきたい。</p> <p>また、本監督指針の運用にあたっては、東日本大震災の被災地域において、債務者が厳しい状況にある一方、金融機関自身も大きな被害を受けているという、震災地域特有の極めて厳しい事情に十分に配慮いただきたい。</p>	<p>本監督指針Ⅱ-4-2-1において、「コンサルティング機能の具体的な内容は、各金融機関において自らの規模・特性、利用者の期待やニーズ等を踏まえ、自主的な経営判断により決定されるべきものであり、金融機関に対して、これら全てを一律・網羅的に求めるものではないことに留意する必要がある」ことをお示ししています。</p> <p>また、本監督指針の運用にあたっては、震災地域特有の極めて厳しい事情に十分配慮する必要がありますと考えます。</p>
2	全般	<p>本監督指針では、新たに「コンサルティング機能の発揮」が求められているが、その対象は個人事業主を含む企業であり、住宅資金借入者は対象外という理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
3	Ⅱ-4-1経緯(2)⑤	<p>「特に、地方公共団体が実施する計画的で継続的な取組みとの有機的連携が重要である」との記載があるが、どのような連携を想定しているのか。また、成功している事例があればご教示いただきたい。</p>	<p>地方公共団体等との連携については、本監督指針Ⅱ-4-2-2にお示しているとおり、例えば、地方公共団体による地域活性化に関するプロジェクトに対して情報・ノウハウ・人材を提供すること、関係機関と連携しながら地域的・広域的な活性化プランを策定すること等を想定しております。</p> <p>個別の事例については、例えば、以下のような取組みが参考になると考えられます。</p> <p>【参考】地方公共団体と連携した主な取組み(平成22年度の顕彰結果より)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪市信用金庫「市信PLUS事業における商店街活性化について」(近畿財務局管内)</li> <li>・広島信用金庫「地域活性化に向けたアグリビジネス創出支援活動」(中国財務局管内)</li> <li>・日本海信用金庫「有福温泉開発計画への取組み」(中国財務局管内)</li> <li>・四国銀行「高知県産業振興計画と連携した地域経済活性化への貢献」(四国財務局管内)</li> <li>・福岡銀行「地域中小企業を対象とした海外販路開拓支援(大連チャレンジショップ)」(福岡財務支局管内)</li> <li>・筑邦銀行「地域バイオベンチャー企業の創業・新事業支援」(福岡財務支局管内)</li> <li>・大分県信用組合「宝泉寺温泉郷の活性化に向けたコミュニティビジネスの展開」(九州財務局管内)</li> <li>・宮崎太陽銀行「知財・技術相談対応を通じた新事業支援(みやざき農商工連携応援ファンドの活用)」(九州財務局管内)</li> </ul> <p>詳細は金融庁WP(<a href="http://www.fsa.go.jp/news/22/ginkou/20110222-1.html">http://www.fsa.go.jp/news/22/ginkou/20110222-1.html</a>)をご参照下さい。</p>

No	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
4	Ⅱ-4-4監督手法・対応(1)	<p>現行の監督指針では、「Ⅱ-5-3監督手法・対応(1)取組み状況の把握」において、「全体の取組み状況を総合的に把握するために、年1回、各銀行に取組み状況の報告を求め、決算期において開示を要請する主要計数等とあわせ、その実績を総合的にとりまとめ、公表するものとする」との記載があるが、今回の監督指針の改正案では、これらの記載が削除されている。</p> <p>今後(平成22年度分以降)、各銀行の取組み状況の報告や、決算期における主要計数(経営改善支援取組み率、再生計画策定率、ランクアップ率等)の開示に関する金融庁からの要請がなくなり、個別行の判断で情報発信すればよいとの理解でよいか。</p>	<p>情報発信は、本来金融機関が自主性・創造性を発揮して行うべきものであり、本監督指針では、具体的な開示内容や頻度などをお示ししていませんが、各金融機関は、これまで以上に積極的な情報発信・PRを行っていただく必要があると考えます。</p> <p>その際には、本監督指針Ⅱ-4-2-3等にお示しているとおり、各金融機関は、顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮や地域の面的再生への積極的な参画に関する取組み等について、具体的な目標やその成果を地域や利用者に対し、分かりやすい形で情報発信することが重要です。金融機関は、このような情報発信を通じて、地域密着型金融の取組みに対する利用者の理解を深め、金利競争に陥ることなく個性的なサービスを推進し、地域における評価を確立することにより、顧客基盤の維持・拡大を図り、収益力や財務の健全性の向上につなげていくことが重要です。</p>
5	Ⅱ-4-4監督手法・対応(1)	<p>「総合的なヒアリング等においては、営業現場の責任者等から、顧客企業との接触状況を含めたコンサルティング機能の発揮の個別具体的な実践(現場における課題や本部との連携の状況を含む)まで踏み込んで確認する」との記載があるが、「営業現場の責任者等」とは営業店の支店長等を想定しているのか。それとも営業部門全体を統轄する役員等を想定しているのか。</p>	<p>営業店の支店長等を想定しております。</p>
6	Ⅱ-4-2-2地域の面的再生への積極的な参画等	<p>今般の「監督指針」の改定の大きな趣旨は、中小企業金融円滑化法の延長を受け、金融機関の経営が圧迫されること懸念して、監督指針を緩和したことにあると考えられる。「地域金融機関にコストを無視した地域貢献までを求めるものではない」(Ⅱ-4-2-2)とし、これまでの地域貢献義務を削除し、「金融機関に一律・画一的な対応を求めるものではない」としていることなどにあらわれている。</p>	<p>今回の改正は、ご指摘のような「監督指針の緩和」を意図したものではありません。地域金融機関における地域密着型金融の取組みの一層の促進を図ることを目的としております。</p> <p>地域金融機関は、本監督指針でお示しているとおり、コンサルティング機能を発揮し、顧客企業の事業拡大や経営改善等に向けた自助努力を最大限支援することや、地域の面的再生への積極的な参画により、地域経済全体の活性化に取り組むことを通じて、地域への貢献を行うことが重要であると考えられます。</p> <p>地域金融機関が、その健全性を確保しつつ、主要な顧客である中小企業に対する円滑な資金供給や各種サービスの提供等の役割を適切かつ持続可能な形で果たしていくことが、地域貢献の本来のあり方であり、コストを無視した地域貢献までが求められるものではありません。なお、こうした考え方は、改正前の監督指針Ⅱ-4-2-1②等においてもお示していたところです。</p> <p>地域密着型金融を推進するための態勢整備については、地域金融機関が自らの規模や特性、利用者の期待やニーズ等を踏まえ、自主的な経営判断により決定されるべきであるため、金融機関に対し一律・画一的な対応を求めるものではないことを本監督指針Ⅱ-4-3にお示しております。</p>

No	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
7	その他	<p>以下①～③について意見を提出します。</p> <p>①地域密着型金融の推進にあたり、環境配慮型金融の重視を明記し、地域密着型金融に関する取組みの評価項目につき、「環境配慮型金融」を独立した項目として設けること。  (理由①)再生可能エネルギーによる発電事業を含めた環境分野は、地域密着型金融においても柱となりうるものである。金融制度のあり方を改善しようとする際、融資等の対象となる具体的な分野への言及は、「中立性」や「公平性」の観点から避けられる傾向があるが、環境分野は、地域経済における大きな柱となる可能性を有しているものであるから、このたびの指針においても、「創業」を中心に、「環境配慮型金融」の重視を明記すべき。</p> <p>②国と地方の行政組織、地域金融機関、大手金融などによる環境配慮型金融に関する情報共有の場を設置すること。</p> <p>③国と地方の行政組織や関連する機関が、環境配慮型金融の発展を促すような債務保証制度を構築すること。  (理由②・③)環境配慮型金融の推進にあたっては、多くが新規分野における新規事業であり、金融機関においても、事業評価や事業者に対する助言などの点で知識と経験の蓄積が十分なく、融資を躊躇してしまうことが見受けられる。この点を解決するため、地域金融機関・大手金融機関・国や地方行政組織などが、情報の共有化を図る機会を設けるような態勢の整備を進めることが求められている。</p> <p>現在行われている信用保証協会による債務保証は、対象分野や資本金規模の面での制約があるため、環境配慮型金融による融資が想定されるような分野での創業が対象になりにくい。そのため、当該事業を興そうとしているもの、当該事業に対する知見を有するもの、地域金融機関、国や地方の行政組織が連携して、より効果のある債務保証制度を構築するような取り組みを進めるように促す必要がある。</p> <p>環境配慮型融資に関して、情報共有の場を設置し、債務保証制度の構築に取り組むことは、本改正案Ⅱ-4-1③で謳われている地域研究機関の「各業種に関する知識の吸収などノウハウの底上げ」や「外部専門家や外部機関との連携」や、Ⅱ-4-2-1で謳われている地域金融機関の「顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮」を、公共的利益を有する産業領域に即しながら、実質的に推進することにつながると考えられる。</p>	<p>地域金融機関による環境配慮型金融への取組みは、重要なものと考えられ、貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、地域金融機関が地域密着型金融を推進する際に、環境配慮型金融への取組みを含め具体的にどのような分野に注力するかは、利用者の期待やニーズ、地域の状況、自らの規模・特性等を踏まえ、自主的な経営判断により決定されるべきものと考えられます。</p>